平成２５年（フ）第１６７３号
北海道千歳市自由ケ丘２丁目17番12―102号　コーポ自由ケ丘Ｂ棟
債務者　成田　幸已
1　決定年月日時　平成25年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月17日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１６７６号
札幌市中央区北１条西26丁目３番29―205号
債務者　小林　歳和
1　決定年月日時　平成25年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月17日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１６９９号
北海道恵庭市相生町127番地１　ノースジアース恵庭202号
債務者　岩下眞由美
1　決定年月日時　平成25年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月17日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１７０３号
札幌市北区新琴似８条14丁目２番９号　新栄荘２Ｆ左
債務者　鈴木　　隆
1　決定年月日時　平成25年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月17日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１７０９号
札幌市西区発寒15条１丁目11番10号
債務者　渡部　祐也
1　決定年月日時　平成25年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月17日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１７２１号
札幌市中央区南15条西12丁目２番16号　マンション寿２階３号
債務者　川浪　桂子
1　決定年月日時　平成25年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月17日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１７２８号
札幌市北区屯田６条12丁目１番１―303号
債務者　道中　義男
1　決定年月日時　平成25年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月17日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１８１８号
札幌市中央区北９条西21丁目２番27号　星川マンションＥ号
債務者　中川みゆき
1　決定年月日時　平成25年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月17日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１８１９号
札幌市北区北26条西16丁目３番５号　新栄荘203号
債務者　柳沢　龍夫
1　決定年月日時　平成25年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月17日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２８０号
群馬県北群馬郡吉岡町大字下野田715番地５
債務者　永井　奈美
1　決定年月日時　平成25年10月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月17日まで　前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第２８４号
群馬県前橋市南橘町５番地　Ｊ―501号
債務者　木下　恵美
1　決定年月日時　平成25年10月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月17日まで　前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第３０２号
埼玉県熊谷市柿沼451番地１　柿沼ハイツ201
債務者　柳沼　一郎
1　決定年月日時　平成25年10月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月17日まで　さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（フ）第２３号
新潟県佐渡市金丸494番地１　後藤豊方、住民票上の住所新潟県長岡市寿２丁目５番15号寿団地県営住宅Ａ―44号室
債務者　清水ハル子
1　決定年月日時　平成25年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月17日まで　新潟地方裁判所佐渡支部

平成２５年（フ）第６８号
三重県松阪市大黒田町408番地２
債務者　谷岡　伸郎
1　決定年月日時　平成25年10月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月17日まで　津地方裁判所松阪支部

平成２５年（フ）第８３１号
京都市北区小山上初音町53番地２
債務者　一休こと　佐々木秀子（旧姓山本）
1　決定年月日時　平成25年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月17日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１００８号
京都市南区唐橋高田町56番地　シャルム長谷川205号、前住所京都市南区久世高田町257番地78　桂ガーデンハイツ720号室
債務者　岩本　雅喜
1　決定年月日時　平成25年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月17日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１０２８号
京都府城陽市寺田水度坂15番地の110　水度マンション102号、前住所京都府城陽市寺田市ノ久保33番地の125
債務者　千葉あけみ
1　決定年月日時　平成25年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月17日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係